令和２年度　日本学生支援機構奨

貸与および給付奨学金

採用者の手続きについて

成長に、本気。

大阪人間科学大学

令和２年５月

学生課

もくじ

1. 配布資料の確認 ・・・ P３
2. 提出が必要な書類 ・・・ P８
3. 書類の作成方法（貸与・人的） ・・・ P12
4. 書類の作成方法（貸与・機関） ・・・ P19
5. 返還誓約書の訂正方法（貸与） ・・・ P24
6. 書類の作成方法（給付） ・・・ P29
7. 誓約書の訂正方法（給付） ・・・ P33
8. 書類の提出方法 ・・・ P36

奨学金種別ごとの参照ページについて

日本学生支援機構
【貸与】または【給付】
奨学金に採用された

貸与

保証制度は
【人的】または
【機関】である

人的

機関

給付

貸与奨学金・人的保証の場合

- 配布資料の確認 ・・・・・ P４、５
- 提出が必要な書類 ・・・・・ P９
- 書類の作成方法 ・・・・・ P12～18
- 返還誓約書の訂正方法 ・・・・・ P24～28
- 書類の提出方法 ・・・・・ P37、38

貸与奨学金・機関保証の場合

- 配布資料の確認 ・・・・・ P４、５
- 提出が必要な書類 ・・・・・ P10
- 書類の作成方法 ・・・・・ P19～23
- 返還誓約書の訂正方法 ・・・・・ P24～28
- 書類の提出方法 ・・・・・ P37、38

給付奨学金の場合

- 配布資料の確認 ・・・・・ P６
- 提出が必要な書類 ・・・・・ P11
- 書類の作成方法 ・・・・・ P29～32
- 誓約書の訂正方法 ・・・・・ P33～35
- 書類の提出方法 ・・・・・ P37、38

１．配布書類の確認

※採用された奨学金種別によって、配布書類は異なります。

貸与奨学金　配布書類

①奨学生証

JASSO

奨　学　生　証

学　校　名　日本学生支援大学
❶ 奨学生番号　820-04-000000
学籍番号　J12345
❷ 奨学 太郎　様

あなたは独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金の奨学生であることを証します
社会とのつながりを意識し、自ら主体的な役割を持った社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで下さい

令和２年　４月　１日

独立行政法人
日本学生支援機構理事長
吉岡　知哉

❸ 貸与の始期　2020年　4月分
❹ 貸与の終期（予定）　2024年　3月分
❺ 貸与月額　100,000円
❻ 入学時特別増額貸与額　300,000円
❼ 利率の算定方法　利率見直し方式
❽ 振込先金融機関名　機構信用金庫

②返還誓約書

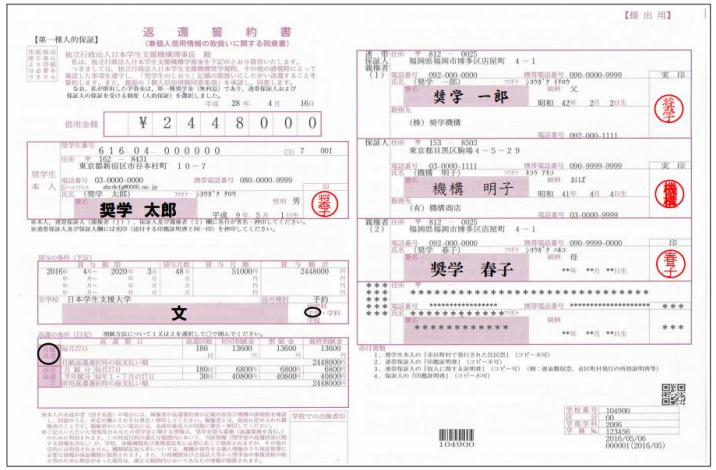

返　還　誓　約　書
（奨学金と個人信用情報の取扱いに関する同意書）

【第一種人的保証】

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し「奨学のしおり」記載の義務いたしたから返還することを誓約します。また、連帯の「個人信用情報機関」を承諾し、同意します。
なお、私が借用した奨学金は、第一種奨学金（無利息）であり、連帯保証人および保証人の保証を必要とする「人的保証」を選択しました。

平成　28　年　4　月　16日

借用金額　¥2448000

学生　氏名（ふりがな）　奨学 太郎　生年月日　平成9年4月1日生　満19歳　男

連帯保証人　氏名　奨学 一郎　昭和42年2月2日生　父

保証人　氏名　機構 明子　昭和41年4月4日生　（有）機構商店

保証人　氏名　奨学 春子　昭和**年**月**日生　母

貸与の条件（予定）

貸与期間			貸与月額	貸与月数	貸与総額
2016年 4月	2020年 3月		51000円	48月	2448000円

在学校　日本学生支援大学　採用種別　予約　文　学科

高等教育の修学支援新制度　別紙方法について　又は　を選択して○で囲んでください。

進学先	授業料減免	月額	入学金減免	月額	合計
毎月27日					
月額返還誓約時の最大払い額		13600円		13600円	24480000円
減額 月 額 毎月27日	180人	6800円	180人	6800円	6800円
減額 半額返還 毎年1・7月の27日	36人	6800円	36人	6800円	4080000円
月額返還誓約時の最大払い額					24480000円

学校番号　104900
学部番号　00
学科番号　2006
学籍番号　123456
2016/05/06
(000001 (2016/05)

1045900

③返還誓約書記載事項訂正届

【様式25】（表面）※記入方法は裏面参照　返還誓約書記載事項訂正届　610～、810～

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿　「返還誓約書」を提出するにあたり、「返還誓約書」上で訂正（変更）又は新規に追加した内容を届け出ます。

記入必要

奨学生本人
返還誓約書に記載の住所
訂正（変更）事由
連帯保証人（一人的保証）
保証人（一人的保証）
連絡先（一人的保証）
親権者１
親権者２

④貸与奨学生のしおり

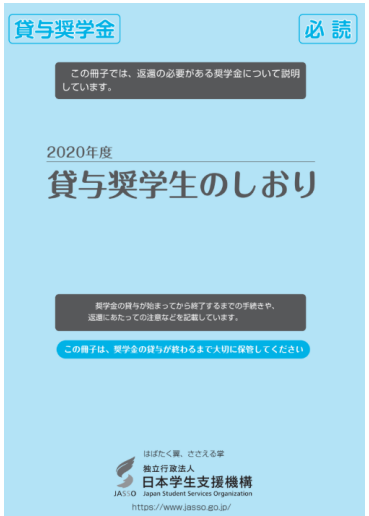

貸与奨学金　必読

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

2020年度
貸与奨学生のしおり

奨学金の貸与が始まってから終了するまでの手続きや、返還にあたっての注意などを記載しています。

この冊子は、奨学金の貸与が終わるまで大切に保管してください

ほばたく翼、ささえる掌
独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization
https://www.jasso.go.jp/

⑤スカラネット・パーソナル登録案内

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

貸与・給付中の方用

ご登録・ご利用ください
スカラネット・パーソナル
https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/

スカラネット・パーソナルとは

スカラネット・パーソナル（スカラPS）とは、日本学生支援機構の奨学生の方が、ご自分の奨学生番号、貸与・給付期間、月額、総額（予定）、振込口座情報等、奨学金に関する情報をインターネット上で閲覧することができる情報システムです。パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末からも利用可能です。

スカラＰＳの利用方法

奨学金の状況を確認
スカラＰＳで確認できます。
いつまで奨学金を利用できる？
毎月の金額を知りたい
登録情報を確認したい
振込口座を確認したい

奨学金の継続手続き
手続きを行わないと奨学金が止まります。
以下の手続きは「スカラＰＳ」を利用して行います。
（貸与奨学金・給付奨学金とも必要）
奨学金継続願提出（毎年12月～2月頃）
（給付奨学金のみ必要）
在籍報告（毎年4月・7月・10月）
※令和2年度は7月・10月の年2回

貸与奨学金　配布書類（該当者のみ）

＜人的保証＞の方のうち、
保証人が65歳未満または4親等以内でない場合

【様式 13】　810～・810～

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。
（当該人物が①～⑧の注を確認の上、すべての項目を記入）

返 還 保 証 書

年　月　日
（① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日。）

私は、1.の「奨学生本人」が借用する、2.の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）を確認の上、4.の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還を確実に保証します。

印

氏　名
（② 当該人物の署名押印、印は実印）

生年月日　年　月　日生　　奨学生本人との関係
（③ 当該人物の生年月日を記入）　（④ 続柄を記入）

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生年月日
	— —	年　月　日生
（⑤ 奨学生本人の氏名を記入）	（⑥ 奨学生番号を記入）	（⑦ 奨学生本人の生年月日を記入）

4. 現在の資産等の状況　（※ 直近の資産等の状況が以下のⅠ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付の上、「金額」欄に記入）

区分		金額	認定基準額　及び　証明書類（すべてコピー可）
Ⅰ	給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	万円 （※1万円未満は切り捨て）	年間収入金額が320万円以上 ・源泉徴収票（直近のもの）・所得証明書（直近のもの）・年金振込通知書、年金額改定通知書（支払金額のわかるもの、直近のもの）等
	給与所得者以外の場合 （給与所得以外＋給与所得の方も含む） ※年間所得金額で判定	万円 （※1万円未満は切り捨て）	年間所得金額が220万円以上 ・確定申告書の控（税務署の受付印のあるもの、直近のもの） ・所得証明書（直近のもの）等
Ⅱ	預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 （※1万円未満は切り捨て）	預貯金・不動産（評価額）等の合計額が貸与予定総額（返還残額）以上 ・預貯金残高証明書　・固定資産評価証明書（評価額のわかるもの） ・取引残高報告書（評価額のわかるもの）等 ※返還誓約書に印字された日付の3か月前以降に発行されたもの。返還誓約書以外に添付する場合は、記入日の3か月前以降に発行されたもの ※資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるもの（登記事項証明書（法務局で取得）など）
Ⅲ	ⅠとⅡを組み合わせる場合	万円 （※1万円未満は切り捨て）	Ⅰの金額＋（Ⅱの金額÷16）≧（給与所得者の場合）320万円以上 （給与所得者以外の場合）220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書類

※年金は給与として扱います。
※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません（例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金がゼロでもそれを記入する必要はありません）。

（20. 4）

＜機関保証＞の方全員

（機構・協会用）

① 保証依頼書（兼保証委託契約書）

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長　殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の貸与を申し込むにあたり、機構に対するインターネットによる奨学金申込の入力内容又は奨学金申込書の記載内容により申込みをする奨学金の貸与（返還）について保証することを貴協会の保証委託約款に同意したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会に委託します。
また、本依頼書の記載事項が連絡の内容によるものであった場合、機関保証への加入が無効となっても異議はありません。

本人（自署）	学校名	日本学生支援大学	給準	給準
	学校番号			1 2 3 4 5 6
	フリガナ	ショウガク　タロウ		
	氏名	奨学　太郎		生年月日 13年11月11日
	現住所	〒136-8630　東京都江東区青海 2-2-1		
	電話番号	090-1111-1111		

② 保証料支払依頼書

独立行政法人　日本学生支援機構理事長　殿
公益財団法人　日本国際教育支援協会理事長　殿

上記奨学金貸与に係る保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、奨学金の交付の際に借与金額から独立行政法人日本学生支援機構があらかじめ差し引いて支払うことといたします。

本人（自署）	氏名（必ず記入）	奨学　太郎
	現住所（必ず記入）	〒136-8630　東京都江東区青海 2-2-1

③ 親権者（後見人）同意書

独立行政法人　日本学生支援機構理事長　殿
公益財団法人　日本国際教育支援協会理事長　殿

私は、上記①・②について、上記本人の法定代理人として同意します。

親権者・後見人（自署）	氏名	奨学　一郎	続柄（記入）	父（後見人）	生年月日 40年2月2日
	現住所	〒142-8431　東京都新宿区市谷本村町 10-7			
	電話番号	03（000）0000	携帯電話	090（0000）0000	
親権者・後見人（自署）	氏名	奨学　春子	続柄（記入）	母（後見人）	生年月日 40年3月30日
	現住所	〒142-8431　東京都新宿区市谷本村町 10-7			
	電話番号	03（000）0000	携帯電話	090（0000）0000	

（注）1. マスの欄はすべて左詰めとしてください。
2. 本人の未成年者（法定未満）の場合には、親権者（父及び母）のそれぞれ自署・押印（いずれか欠けない場合は一人）してください。後見人の場合は、後見人の自署・押印してください。
3. この保証依頼書及び保証料支払依頼書については、返還誓約書と同時に学校に提出してください。

（学校使用欄）
学校番号	区分
1 0 4 9 0 0 0 0	

（機構・協会用）（2004）

給付奨学金　配布書類

①給付奨学生証

給　付　奨　学　生　証
（給付奨学生採用決定通知）

学　校　名　日本学生支援大学
❶ 奨学生番号　520-04-999999
学　籍　番　号　JI2345
❷ 給付　太郎　　様

あなたは独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学生に採用されたことを証します
社会とのつながりを意識し、自ら主体的な役割を持った社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで下さい

令和2年　4月　1日

独立行政法人
日本学生支援機構理事長
吉岡　知哉

❸ 給付の始期　2020年　4月分
❹ 給付の終期　2024年　3月分
❺ 給付月額　15,000円（自宅外通学）
❻ 支給区分　第Ⅰ区分
❼ 振込先金融機関名
❽

（注）1 「給付月額」及び「支給区分」は給付の毎月の金額と区分です。変更時には正注事項 発生ごとに通知されます。

②誓約書

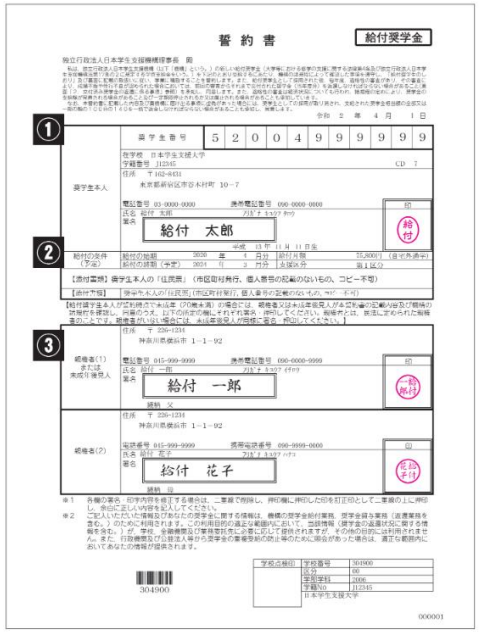

誓　約　書　　給付奨学金

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿

私は、貴独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の行う給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律第6条第1項の規定により独立行政法人日本学生支援機構が行う同法第7条第1項第1号に掲げる業務をいう。）を受けるに当たり、機構の法令等に従って奨学生として適正な修学その他の義務を履行することを誓約します。また、給付奨学金（授業料・入学金減免（免除・猶予）を含む。）の支給を受けるに当たっては、次の事項を誓約します。

令和　2　年　4　月　1　日

①
奨学生本人
奨学生番号　5 2 0 0 4 9 9 9 9 9 9
在学校　日本学生支援大学
学籍番号　JI2345　　CD　7
住所　〒162-8431
東京都新宿区市谷木村町　10－7
電話番号　03-0000-0000　　携帯電話番号　090-0000-0000
氏名　給付　太郎　　フリガナ　ｷｭｳﾌ ﾀﾛｳ
署名　給付　太郎　　印　給付

②
給付の条件（予定）
給付の始期　2020　年　4　月分　給付月額　15,000円（自宅外通学）
給付の終期（卒予）　2024　年　3　月分　支給区分　第Ⅰ区分

【添付書類】奨学生本人の「住民票」（市区町村発行、個人番号の記載のないもの、コピー不可）
【添付不要】奨学生本人の「住民票」（市区町村発行、個人番号の記載のないもの、コピー不可）

【給付奨学生本人が記載すべき事項】の場合には、給付者又は本人以外の記入がある箇所の記載内容及び「署名」の有無を確認し、不備のうえ、以下の該当の欄にそれぞれ署名・押印してください。「給付者」とは、民法に定められた「保護者」のことです。保護者がいない場合には、本人以外の記入が不要のため、押印してください。

③
給付者(1)　または未成年後見人
住所　〒 220-1234
神奈川県横浜市 1－1－92
電話番号　045-999-9999　　携帯電話番号　090-0000-9999
氏名　給付　一郎　　フリガナ　ｷｭｳﾌ ｲﾁﾛｳ
署名　給付　一郎　　印　給付
続柄　父

給付者(2)
住所　〒 220-1234
神奈川県横浜市 1－1－92
電話番号　045-999-9999　　携帯電話番号　090-9999-0000
氏名　給付　花子　　フリガナ　ｷｭｳﾌ ﾊﾅｺ
署名　給付　花子　　印　給付
続柄　母

※1　各欄の署名・印字内容を修了する場合は、二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂印として二重線の上に押印し、改めて正しい内容を記入してください。
ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の達成の範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、保護者及び奨学金等の募集団体に提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び独立行政法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内において、あなたの情報が提供されます。

304900

学校点検印	学校番号	304900
	設置	00
	学部学科	2006
	学籍NO	JI2345
	日本学生支援大学	

000001

③給付奨学生のしおり

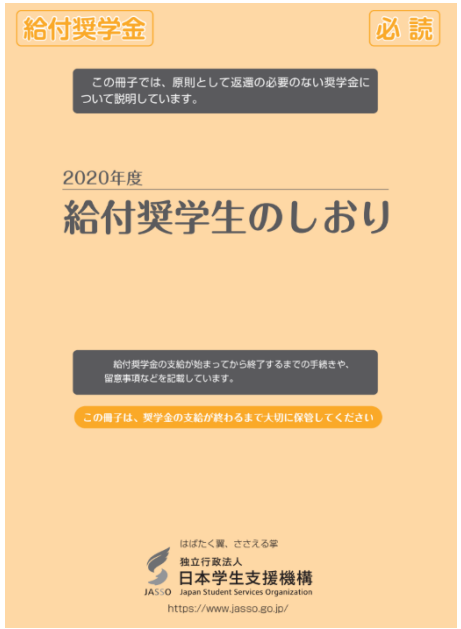

給付奨学金　　必読

この冊子では、原則として返還の必要のない奨学金について説明しています。

2020年度
給付奨学生のしおり

給付奨学金の支給が始まってから終了するまでの手続きや、留意事項などを記載しています。

この冊子は、奨学金の支給が終わるまで大切に保管してください

はばたく翼、ささえる傘
独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization
https://www.jasso.go.jp/

④スカラネット・パーソナル登録案内

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

貸与・給付中の方用

ご登録・ご利用ください
スカラネット・パーソナル
https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/

スカラネット・パーソナルとは

スカラネット・パーソナル（スカラPS）とは、日本学生支援機構の奨学生の方が、ご自分の奨学生番号、貸与・給付期間、月額、総額（予定）、振込口座情報等、奨学金に関する情報をインターネット上で閲覧することができる情報システムです。パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末からも利用可能です。

スカラＰＳの利用方法

? 奨学金の状況を確認　　スカラＰＳで確認できます。
いつまで奨学金を利用できる？　毎月の金額を知りたい　登録情報を確認したい　振込口座を確認したい

! 奨学金の継続手続き　　手続きを行わないと奨学金が止まります。
以下の手続きは「スカラＰＳ」を利用して行います。
（貸与奨学金・給付奨学金とも必要）奨学金継続願提出（毎年12月～2月頃）
（給付奨学金のみ必要）在籍報告（毎年4月・7月・10月）
※令和2年度は7月・10月の2回実施

「返還誓約書」「誓約書」はあなたと日本学生支援機構との間の契約書です。

返還誓約書・誓約書に不備がある場合
奨学金の振り込みは、止まります！

返還誓約書・誓約書を提出しない場合
奨学金を受給することはできません！

また、奨学生の資格を失い、奨学金の
全額返戻を求められることがあります

２．提出が必要な書類

採用された奨学金種別・保証制度によって異なります。

貸与奨学金（人的保証）

署名・押印済みの返還誓約書

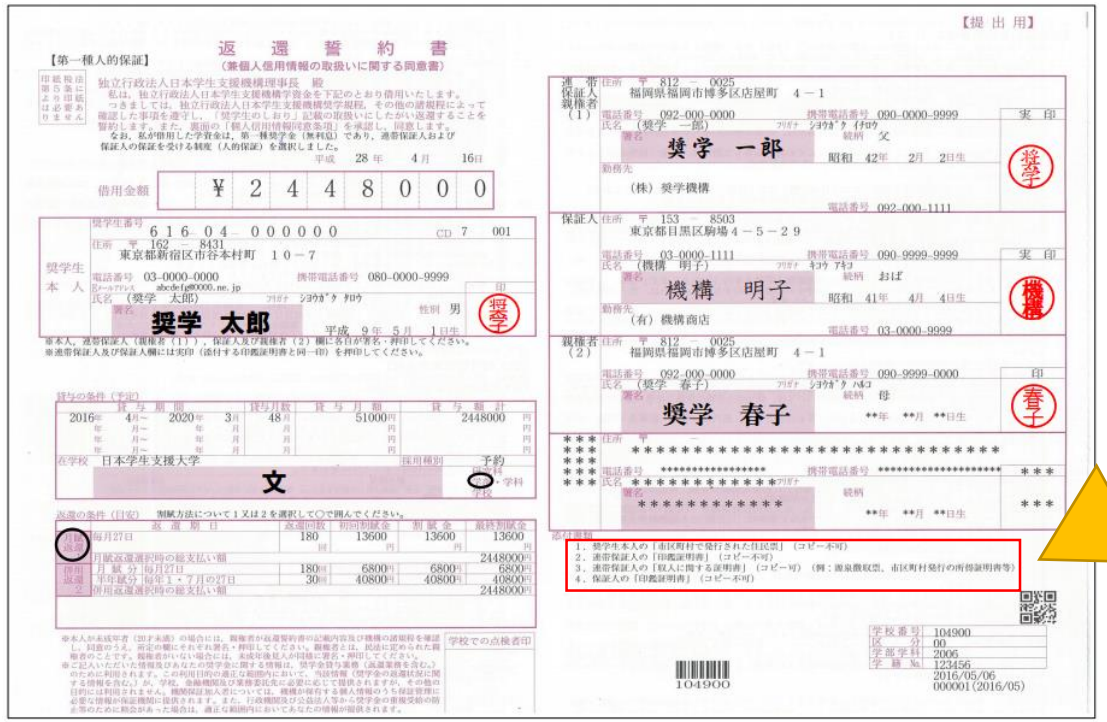

＋

返還誓約書の右下に記載されている添付書類

（例）

連帯保証人の「印鑑登録証明書」
連帯保証人の「収入に関する証明書」
保証人の「印鑑登録証明書」

※「返還誓約書１枚につき、１分ずつ」準備すること。

※ 「提出用」と「本人控」を切り離さずに作成し、つながったままの形で大学に提出すること。

貸与奨学金（機関保証）

署名・押印済みの返還誓約書

※ 「提出用」と「本人控」を切り離さずに作成し、
つながったままの形で大学に提出すること。

＋

保証依頼書

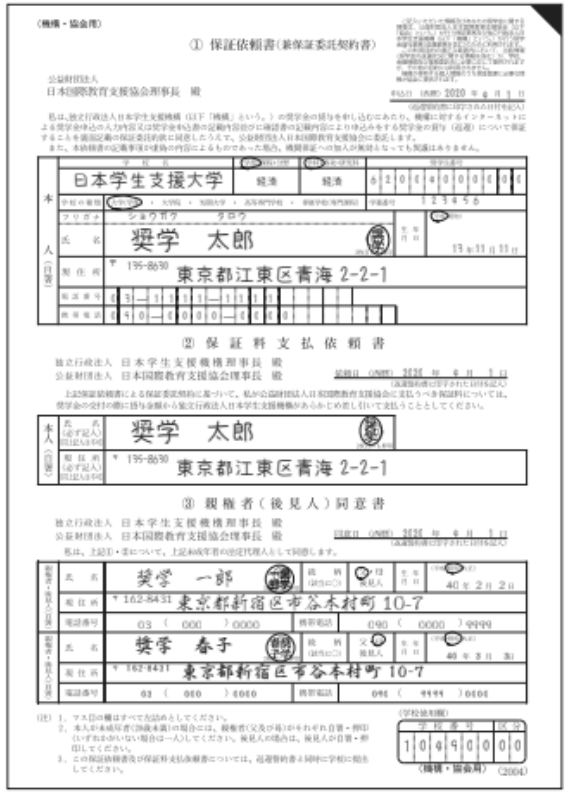

※「返還誓約書１枚につき、１分ずつ」作成

※ 「提出用」と「本人控」を切り離さずに作成し、
つながったままの形で大学に提出すること。

給付奨学金

署名・押印済みの誓約書

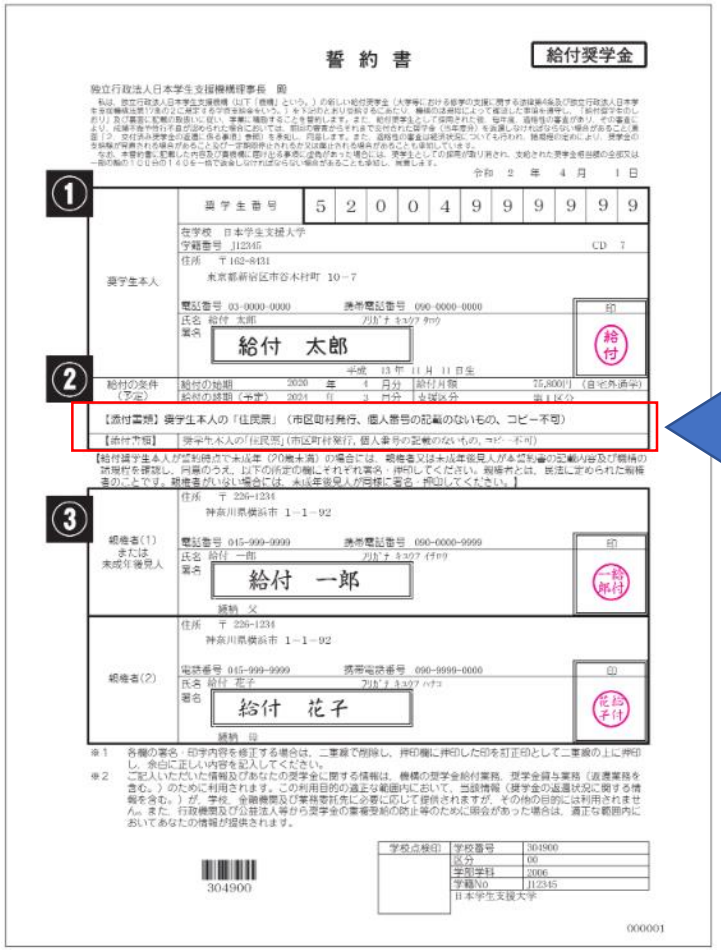

誓　約　書　　給付奨学金

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の新しい給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律第４条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の２に規定する学資金貸与をいう。）を下記のとおり受けるにあたり、機構の定めるところにより確認した事項を遵守し、（給付奨学生のとおり）及び裏面に記載の制度に従い、誠実に職務することを誓約します。また、給付奨学生として採用された後、毎年度、返還義務の有無、その審査により、成績不良や特別の事由が認められる場合については、前段の誓約にかかわらず奨学金（授業料）を減額しなければならない場合があることに異議（２．支給済み奨学金の返還に係る事項）を申し立てます。また、返還義務の審査は経済状況について毎年行われ、結果発生のため、奨学金の全額又は一部の額の１０倍の額を一括で返金しなければならない場合があることも承知し、誓約します。

なお、本誓約書に記載した内容及び裏面等に関する事項に虚偽があった場合には、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金相当額の全部又は一部の額の１０倍の額を一括で返金しなければならない場合があることも承知し、誓約します。

令和　２　年　４　月　１日

①

奨学生番号	5	2	0	0	4	9	9	9	9	9	9

在学校　日本学生支援大学
学籍番号　J12345　　CD　7

奨学生本人
住所　〒162-8431
東京都新宿区市谷木村町　10－7
電話番号　03-0000-0000　　携帯電話番号　090-0000-0000
氏名　給付　太郎　　フリガナ　キュウフ　タロウ
署名　給付　太郎　　印　給付
平成　13　年　11　月　11　日生

②

給付の条件（予定）
給付の始期　2020　年　4　月分　給付月額　75,800円　（自宅外通学）
給付の終期（予定）　2024　年　3　月分　支援区分　第Ⅰ区分

【添付書類】奨学生本人の「住民票」（市区町村発行、個人番号の記載のないもの、コピー不可）
【添付省略】奨学生本人の「住民票」（市区町村発行、個人番号の記載のないもの、コピー不可）

【給付奨学生本人が誓約時点で未成年（20歳未満）の場合には、親権者又は未成年後見人が本誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、以下の所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。】

③

親権者(1)　または　未成年後見人
住所　〒226-1234
神奈川県横浜市　1－1－92
電話番号　045-999-9999　　携帯電話番号　090-0000-9999
氏名　給付　一郎　　フリガナ　キュウフ　イチロウ
署名　給付　一郎　　印　給付一郎
続柄　父

親権者(2)
住所　〒226-1234
神奈川県横浜市　1－1－92
電話番号　045-999-9999　　携帯電話番号　090-9999-0000
氏名　給付　花子　　フリガナ　キュウフ　ハナコ
署名　給付　花子　　印　給付花子
続柄　母

※１　各欄の署名・印字内容を修正する場合は、二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、余白に正しい内容を記入してください。
※２　ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

304900

学校点検印	学校番号	304900
	区分	00
	学部学科	2006
	学籍No	J12345

日本学生支援大学

000001

＋

誓約書の中段に添付書類が記載されてる場合

指定の書類の提出が必要（一部の方）

（例）
　奨学生本人の「住民票」

３．書類の作成方法

貸与奨学金（人的保証）

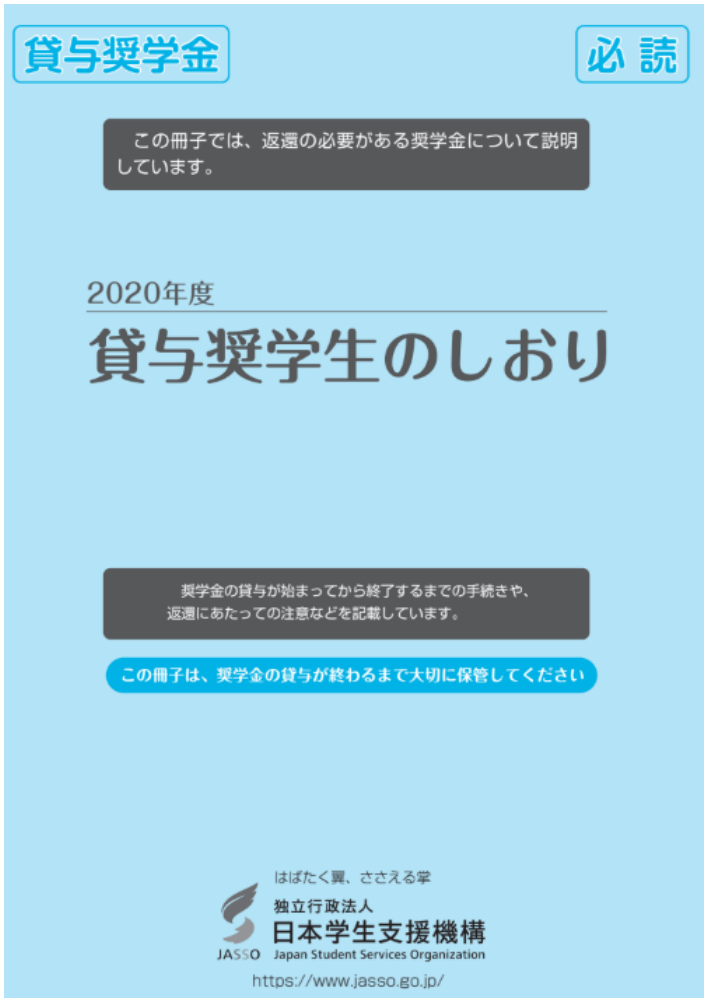

P.20～43参照

書類作成方法（貸与・人的）

①返還誓約書に印字されている内容を確認する。

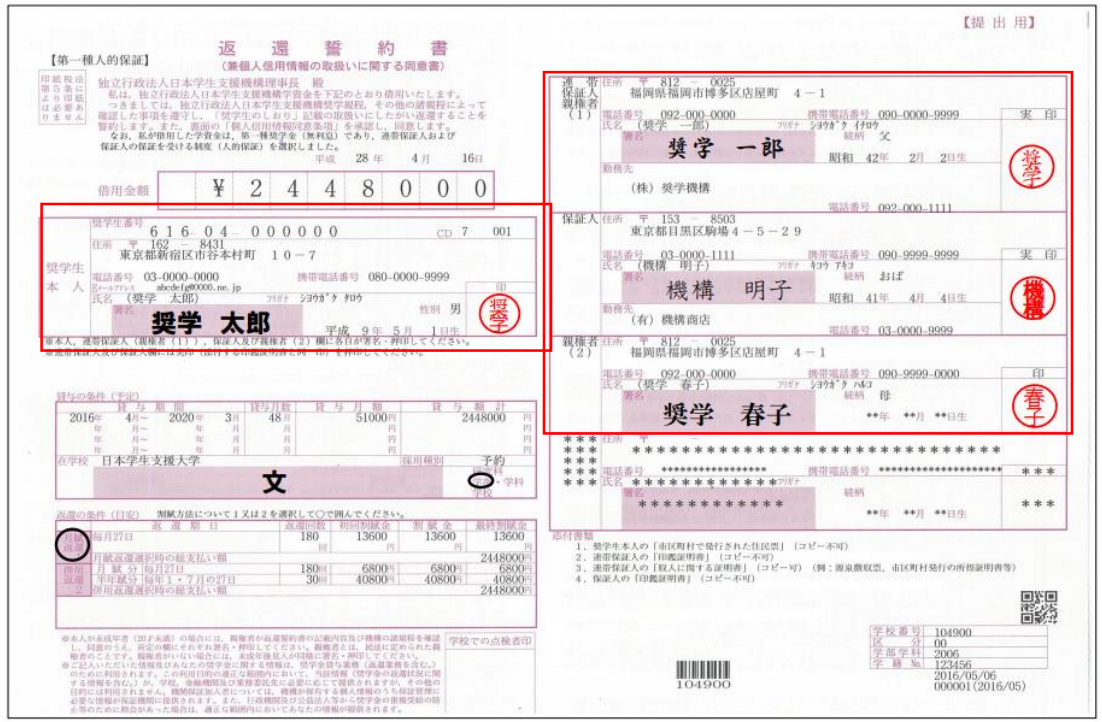

★確認のポイント★

印字情報は、スカラネットで自身が入力した情報です。

それぞれの住所・氏名・生年月日に間違いないか確認。
連帯保証人・保証人については、印鑑登録証明書と同じ情報であることが重要。

未成年の場合、ひとり親家庭を除いて、親権者１・２に父母の情報が入っていること。

訂正がある場合は後のスライドを参照。

書類作成方法（貸与・人的）

②返還誓約書に署名・押印をする。

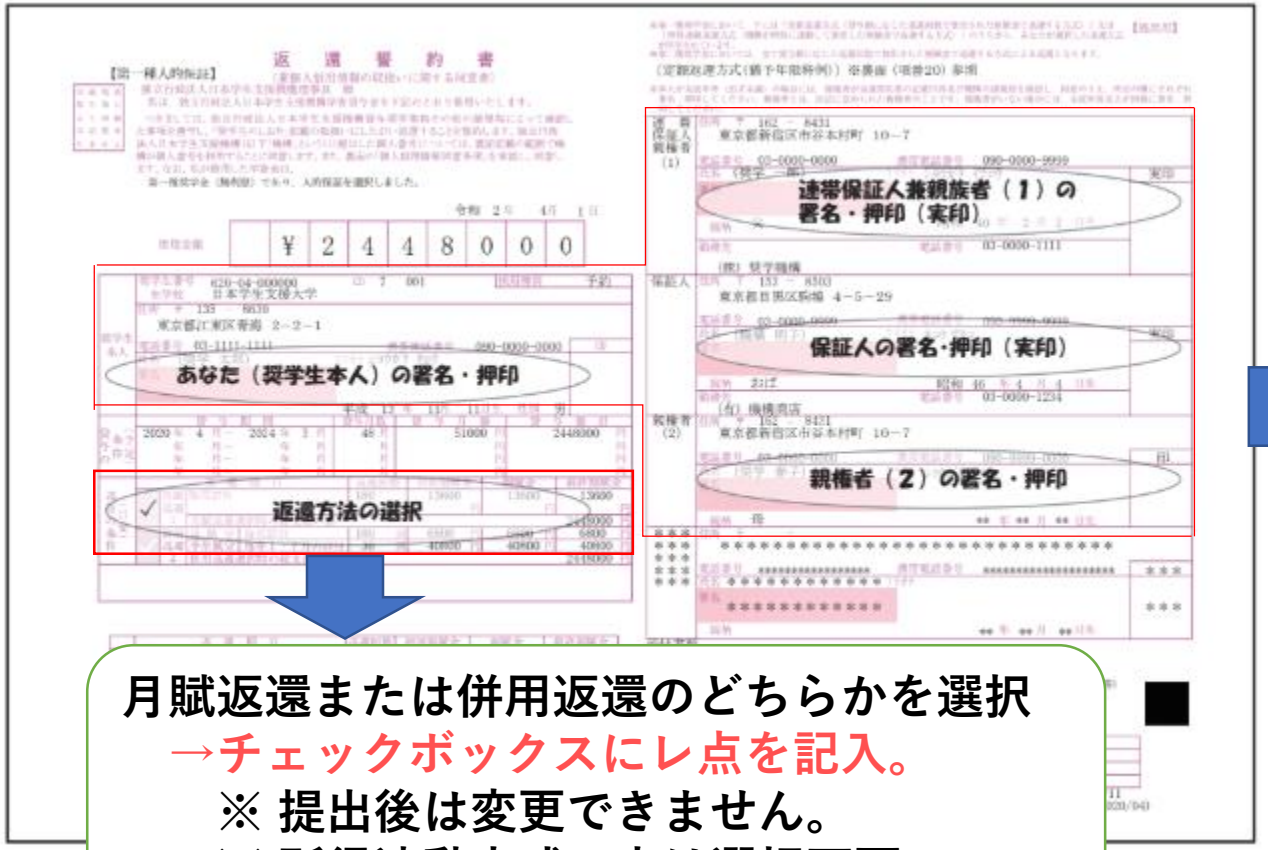

月賦返還または併用返還のどちらかを選択
→チェックボックスにレ点を記入。
※ 提出後は変更できません。
※ 所得連動方式の方は選択不要。

★署名・押印時の注意事項★

①署　名
- 消せるボールペンや鉛筆不可
  →黒または青のボールペンで記入。
- なぞり書き不可
- 紙貼り、修正液、字消しの修正不可
  →所定の訂正方法にて訂正。
- 同一筆跡不可
  →欄ごとに各自が署名。

②押　印
- スタンプ印やゴム印の使用不可
  →朱肉で鮮明に押印。
- 同一印不可
  →各自の印鑑を使用。 連帯保証人・保証人は印鑑登録証明書と同じ印で押印。

書類作成方法（貸与・人的）

②返還誓約書に署名・押印をする。

※「提出用」と「本人控」を切り離さずに署名・押印すること。

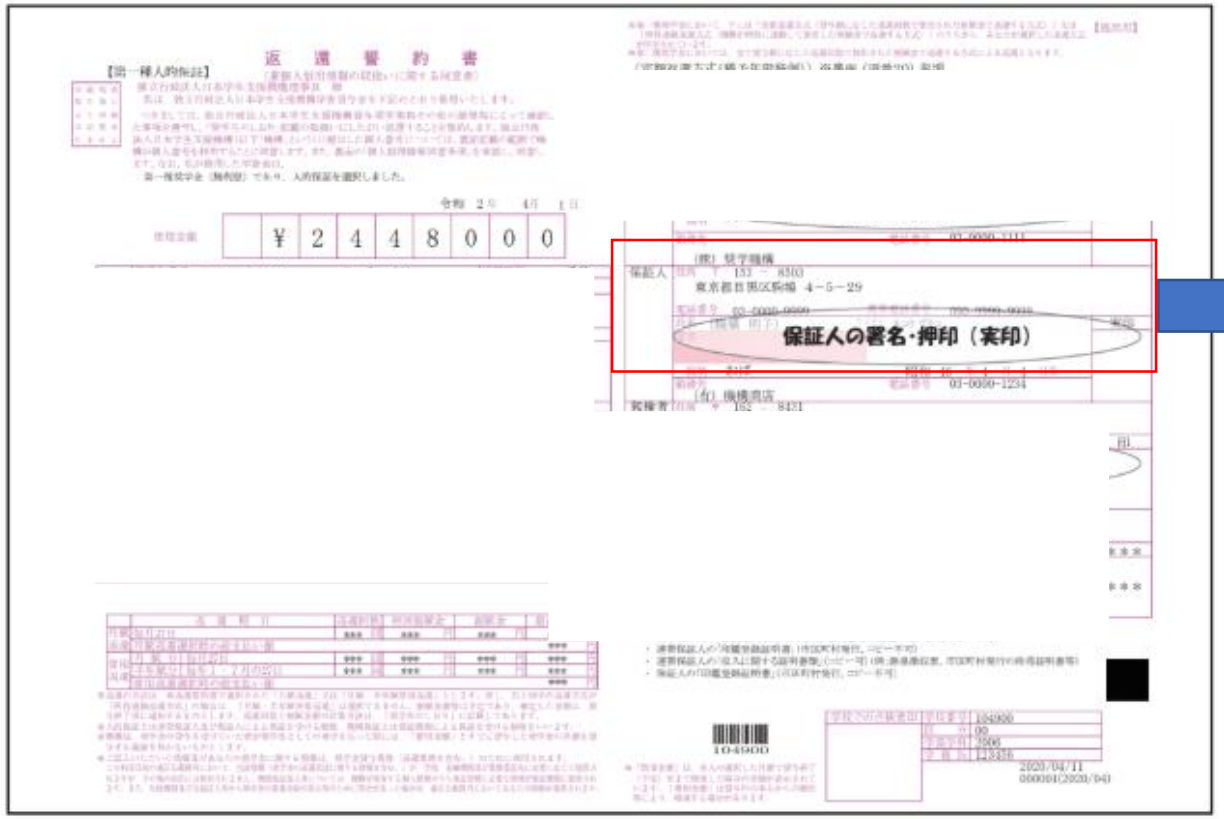

貸与奨学生のしおりP.38～41参照

★署名・押印時の注意事項★

保証人の続柄が、
その他（　　）
となっている方

（　　）内に続柄を記入してください。

（例）
その他（離婚した父）
その他（配偶者の母）
その他（知人）

※ P16～17 の返還保証書についても必ず読んでください。

書類作成方法（貸与・人的）

②返還誓約書に署名・押印をする。

正しい押印について

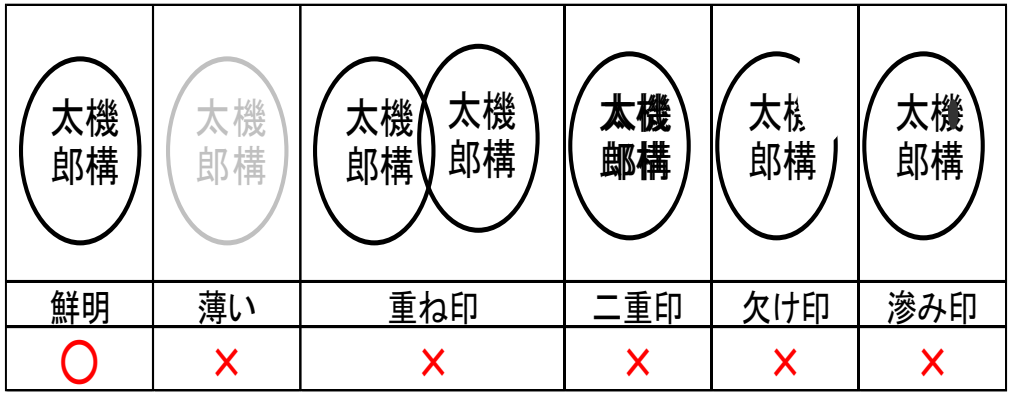

署名・押印等の訂正について

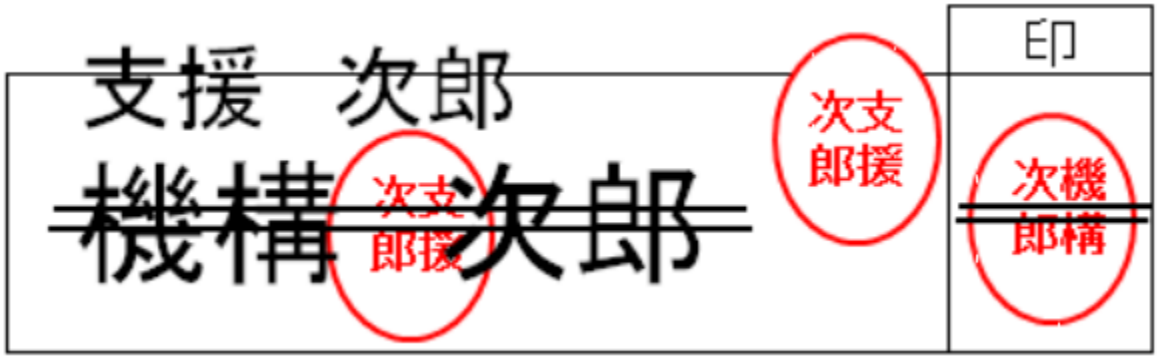

貸与奨学生のしおりP.38～41参照

書類作成方法（貸与・人的）

③（該当者のみ）「返還保証書」を保証人が記入。

※全員ではありません

★提出が必要なケース

４親等以内の親族でない成人を保証人に選任する場合
→（例）離婚した父（母）・知人等

６５歳以上の人を保証人に選任する場合
→（例）祖父・祖母

その方が以下Ⅰ～Ⅲの**いずれか**の条件を満たしていること。

Ⅰ 年間収入・所得で判定
・給与所得者 年間収入**３２０**万円以上 （証明書類:源泉徴収票、年金振込通知等）
・給与所得者以外 年間所得**２２０**万円以上 （証明書類:確定申告書控（受付印のあるもの）等）

Ⅱ 預貯金・不動産評価額等で判定
合計額が**貸与予定総額**以上 （証明書類:預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等）

Ⅲ 上記ⅠとⅡの組み合わせで判定
Ⅰ＋（Ⅱ÷１６）で算出される金額が （給与所得者の場合） **３２０**万円以上
（給与所得者以外の場合）**２２０**万円以上
※年金は給与として扱います
※給与所得以外＋給与所得の方の判定基準は年間所得220万円です

貸与奨学生のしおり
P.22～24、P32、33参照

書類作成方法（貸与・人的）

③（該当者のみ）「返還保証書」を保証人が記入。

該当者は返還誓約書と併せて、
「返還保証書」と「資産等に関する証明書類」を提出すること。

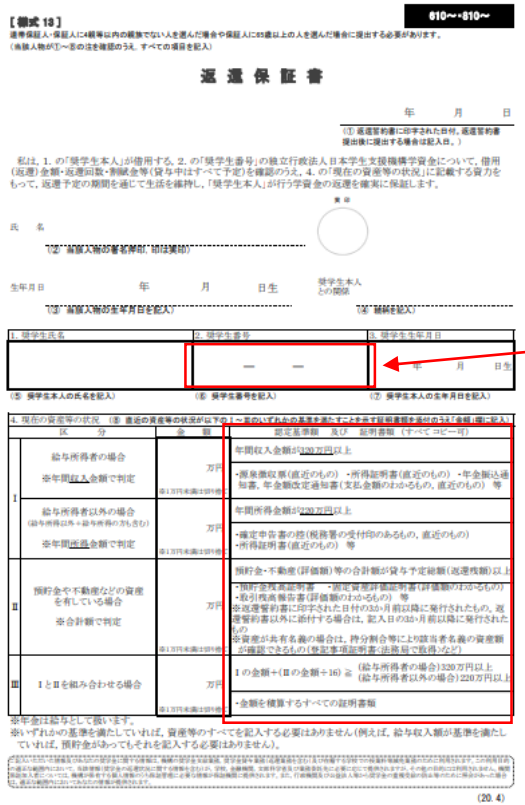

【様式 19】 610～・810～

返 還 保 証 書

年　月　日

（① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日。）

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構奨学資金について、借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還を確実に保証します。

印

氏　名

（②「保証人欄の署名押印」は自署）

生年月日　　年　月　日生　　奨学生本人との関係

（②「保証人欄の生年月日」を記入）　（②「続柄」を記入）

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
	－ －	年　月　日生
（③ 奨学生本人の氏名を記入）	（④ 奨学生番号を記入）	（⑦ 奨学生本人の生年月日を記入）

4. 現在の資産等の状況　（⑧ 直近の資産等の状況が以下の1～3のいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額（欄）に記入）

区　分	金　額	認定基準額　及び　証明書類（すべてコピー可）
Ⅰ 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	年間収入金額が320万円以上 ・源泉徴収票（直近のもの）・所得証明書（直近のもの）・年金振込通知書、年金額改定通知書（支払金額のわかるもの、直近のもの）等
Ⅱ 給与所得者以外の場合（給与所得以外＋給与所得の方も含む） ※年間所得金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	年間所得金額が220万円以上 ・確定申告書の控（税務署の受付印のあるもの、直近のもの） ・所得証明書（直近のもの）等
Ⅲ 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	預貯金・不動産（評価額）等の合計額が貸与予定総額（返還残額）以上 ・預貯金残高証明書　・固定資産評価証明書（評価額のわかるもの） ・取引残高報告書（評価額のわかるもの）等 ※返還誓約書に印字された日付の3か月前以降に発行されたもの、返還誓約書以外に添付する場合は、記入日の3か月前以降に発行されたもの ※資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるもの（登記事項証明書・法務局で取得など）
Ⅰ～Ⅲを組み合わせる場合	万円 ※1万円未満は切り捨て	Ⅰの金額＋(Ⅱの金額＋16)≧（給与所得者の場合）320万円以上 （給与所得者以外の場合）220万円以上 ・金額を確認するすべての証明書類

※年金は給与として扱います。
※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません（例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません）。

（20. 4）

返還誓約書に印字されている奨学生番号
第一種・第二種それぞれに奨学生番号があるため注意。
【第一種】620-04-******
【第二種】820-04-******
↑院生は中央の２桁が「06」となります

基準を満たすことを示す資産等に関する証明書類は、
貸与奨学生のしおりP.33を参照のうえ準備する。

※「返還誓約書1枚につき、1部ずつ」作成

貸与奨学生のしおりP.32～33参照

４．書類作成方法

貸与奨学金（機関保証）

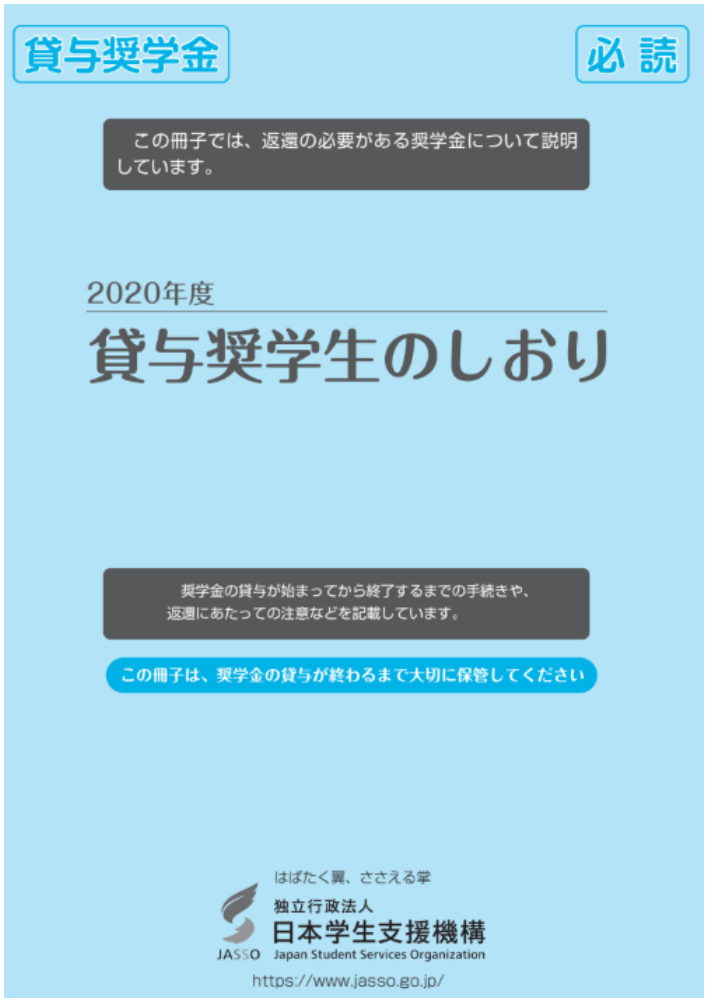

P.20～43参照

書類作成方法（貸与・機関）

①返還誓約書に印字されている内容を確認する。

★確認のポイント★

印字情報は、スカラネットで自身が入力した情報です。

それぞれの住所・氏名・生年月日（本人のみ）に間違いないか確認。

未成年の場合、ひとり親家庭を除いて、親権者１・２に父母の情報が入っていること。

訂正がある場合は後のスライドを参照。

書類作成方法（貸与・機関）

②返還誓約書に署名・押印をする。

※「提出用」と「本人控」を切り離さずに署名・押印すること。

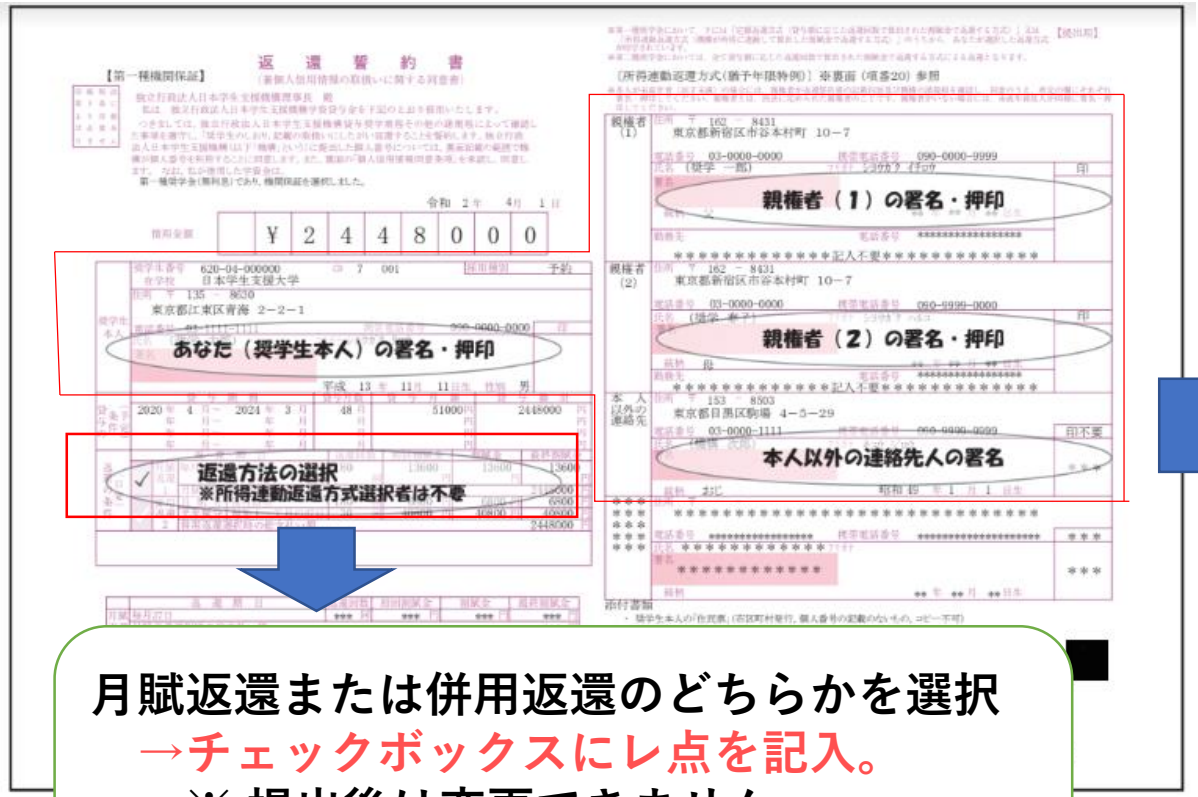

月賦返還または併用返還のどちらかを選択
→チェックボックスにレ点を記入。
※ 提出後は変更できません。
※ 所得連動方式の方は選択不要。

貸与奨学生のしおりP.34～37参照

★署名・押印時の注意事項★

①署　名
- 消せるボールペンや鉛筆不可
  →黒または青のボールペンで記入。
- なぞり書き不可
- 紙貼り、修正液、字消しの修正不可
  →所定の訂正方法にて訂正。
- 同一筆跡不可
  →欄ごとに各自が署名。

②押　印
- スタンプ印やゴム印の使用不可
  →朱肉で鮮明に押印。
- 同一印不可
  →各自の印鑑を使用。

書類作成方法（貸与・機関）

②返還誓約書に署名・押印をする。

正しい押印について

太機 郎構	太機 郎構	太機 郎構　太機 郎構	太機 郎構	太 郎構	太機 郎構
鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
○	×	×	×	×	×

署名・押印等の訂正について

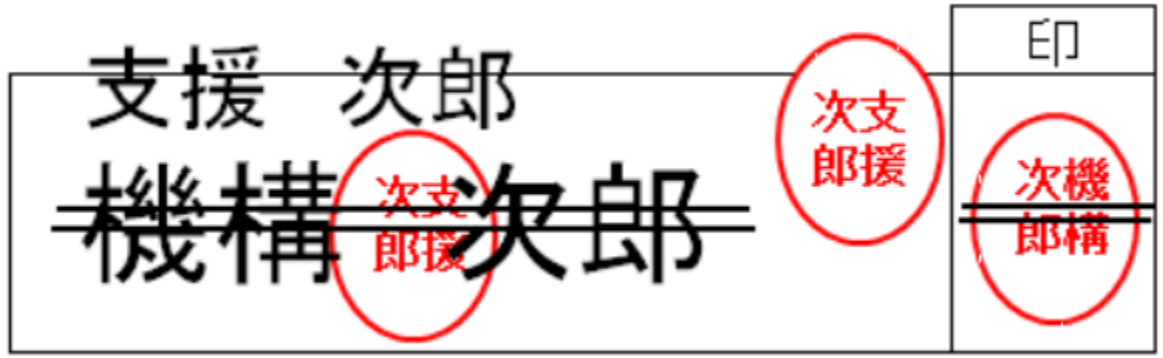

貸与奨学生のしおりP.34～37参照

書類作成方法（貸与・機関）

②保証依頼書に署名・押印をする。

※「提出用」と「本人控」を切り離さずに署名・押印すること。

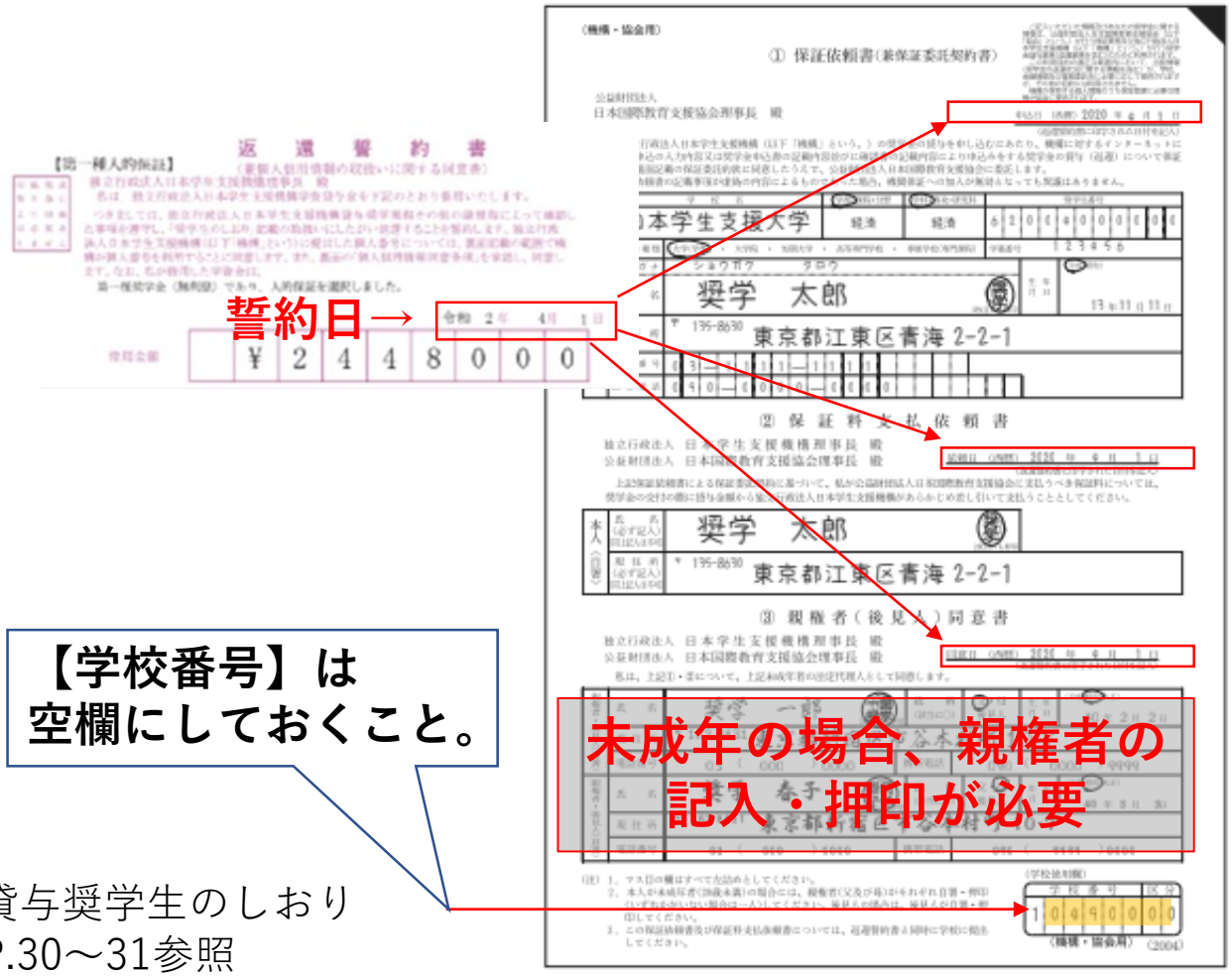

★記入・押印時の注意事項★

①署　名
- 消せるボールペンや鉛筆不可
  →黒または青のボールペンで記入。
- なぞり書き不可
- 紙貼り、修正液、字消しの修正不可
  →所定の訂正方法にて訂正。
- 同一筆跡不可
  →欄ごとに各自が署名。

②押　印
- スタンプ印やゴム印の使用不可
  →朱肉で鮮明に押印。
- 同一印不可
  →返還誓約書で押印した各自の印鑑を使用。

③日　付
- 日付（3か所）は、返還誓約書に記載された「誓約日」を記入

貸与奨学生のしおり
P.30～31参照

５．返還誓約書の訂正方法

貸与奨学金　訂正方法

返還誓約書の印字部分の訂正は、

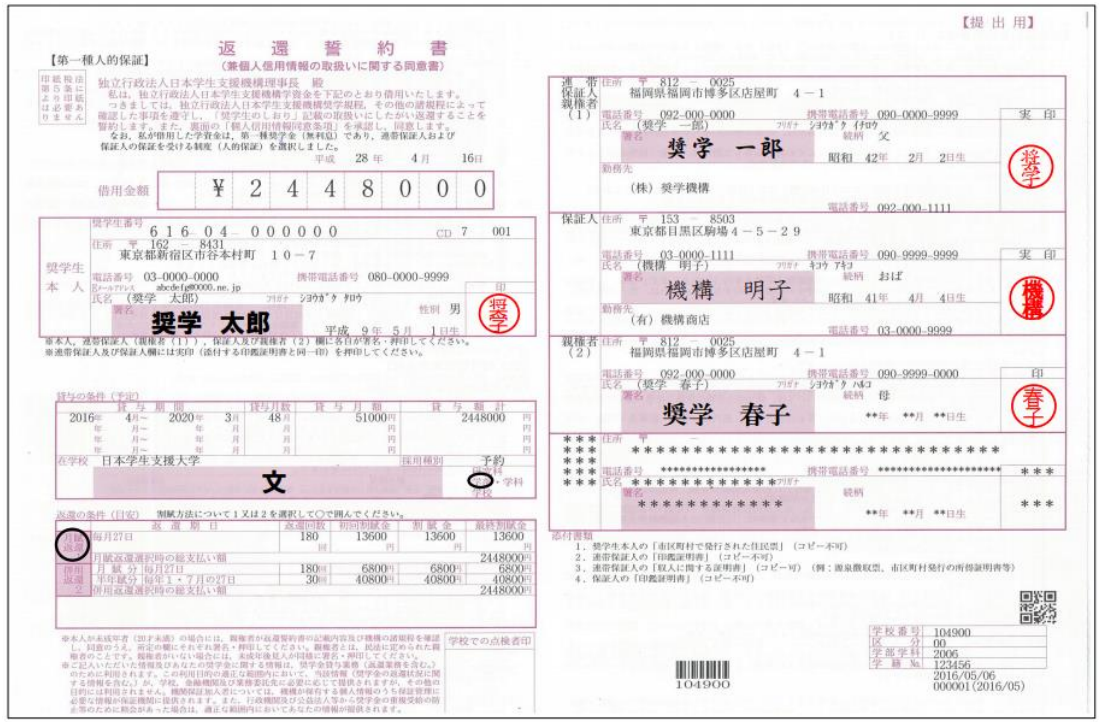

返　還　誓　約　書

（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）

【提出用】

［様式25］（表面）※記入方法は裏面参照　返還誓約書記載事項訂正届　610～，810～

「返還誓約書」自体への訂正と「返還誓約書記載事項訂正届」の提出が必要です。

貸与奨学生のしおりP.42～43参照

貸与奨学金　訂正方法

返還誓約書の署名・押印の訂正は、

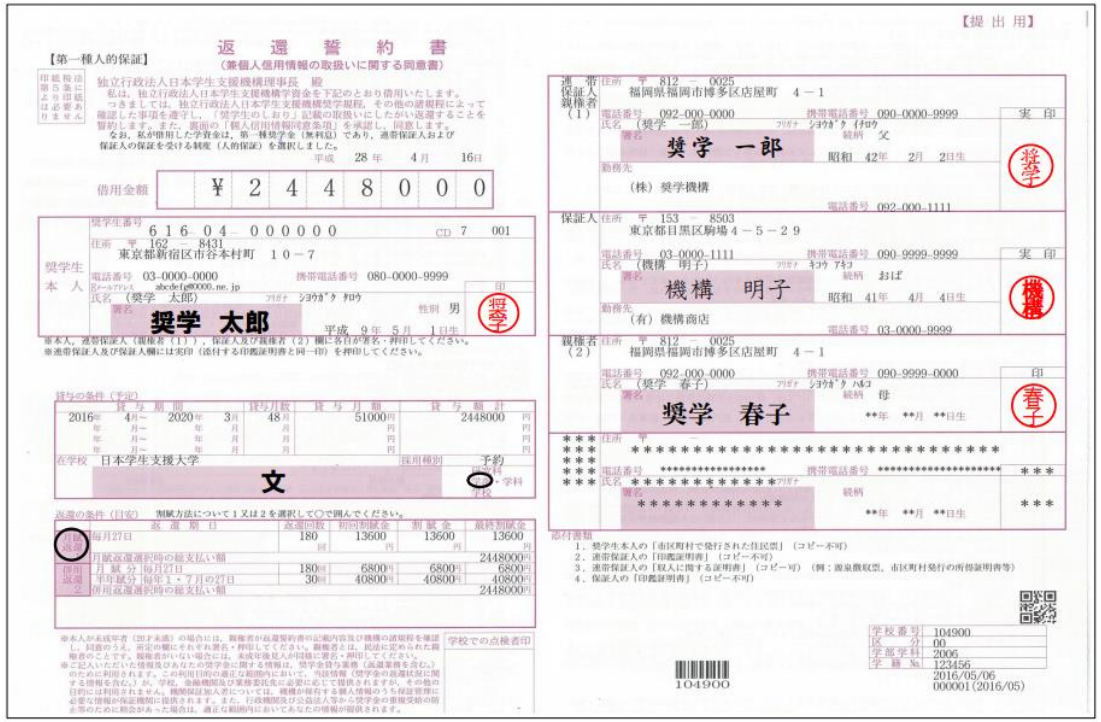

返還誓約書

（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）

【提出用】

「返還誓約書」自体への訂正のみ必要です。

※「提出用」と「本人控」を
切り離さずに訂正すること。

貸与奨学生のしおりP.42～43参照

貸与奨学金　訂正方法

「返還誓約書」自体への訂正

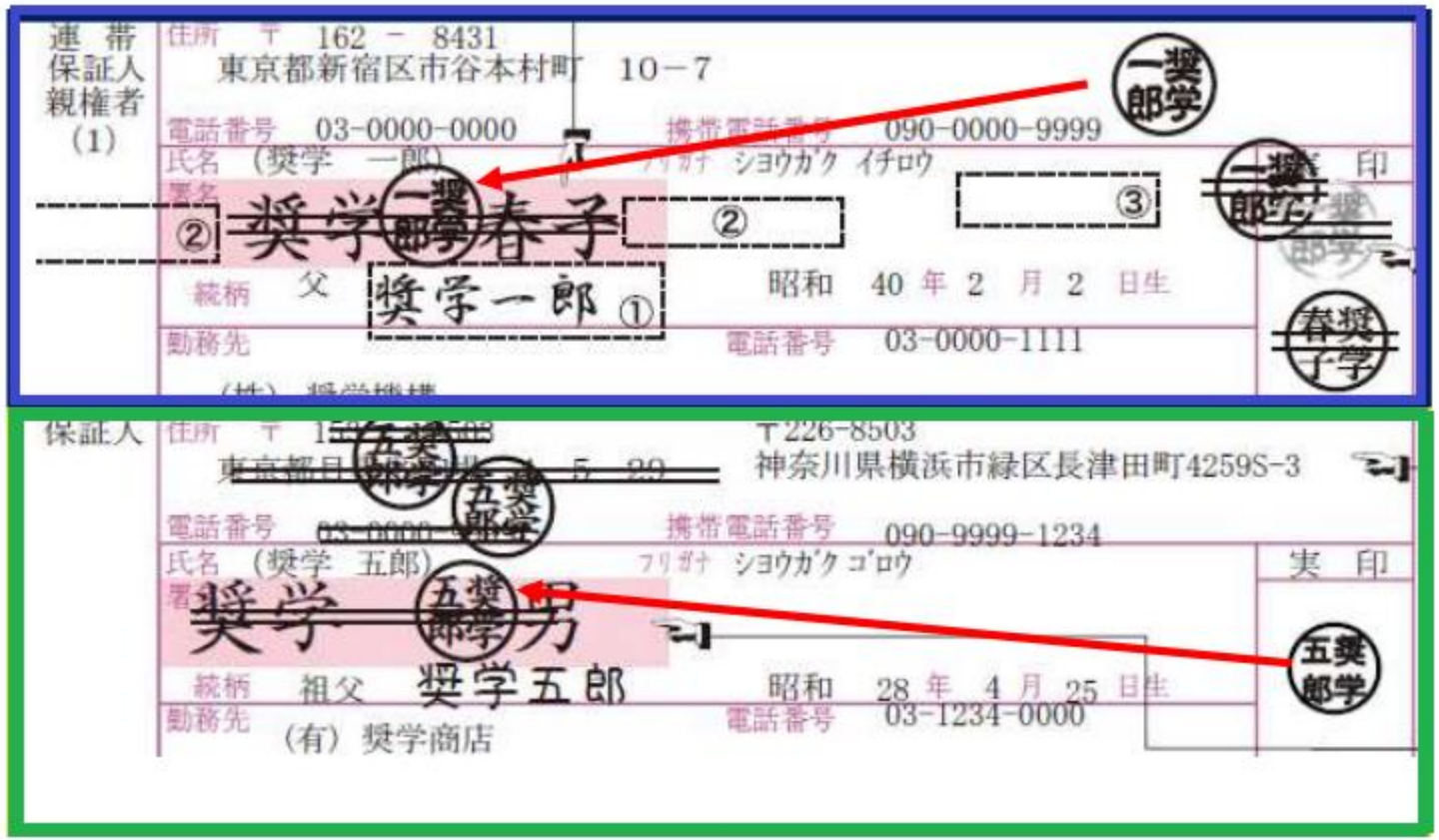

貸与奨学生のしおりP.42～43参照

★訂正のポイント★

【印字・署名の訂正】
訂正部分を二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印。余白に正しい情報を記入。

【押印欄の訂正】
二重線で削除し、当該者欄内の余白に印同士が重ならないよう正しい印を押印。

【印字漏れの訂正】
欄内に表示されるべき人物の情報がすべて漏れている場合は、本来印字されるべき項目をすべて手書きで記入し、加えて当該人物が署名押印する。

「返還誓約書記載事項訂正届」の記入

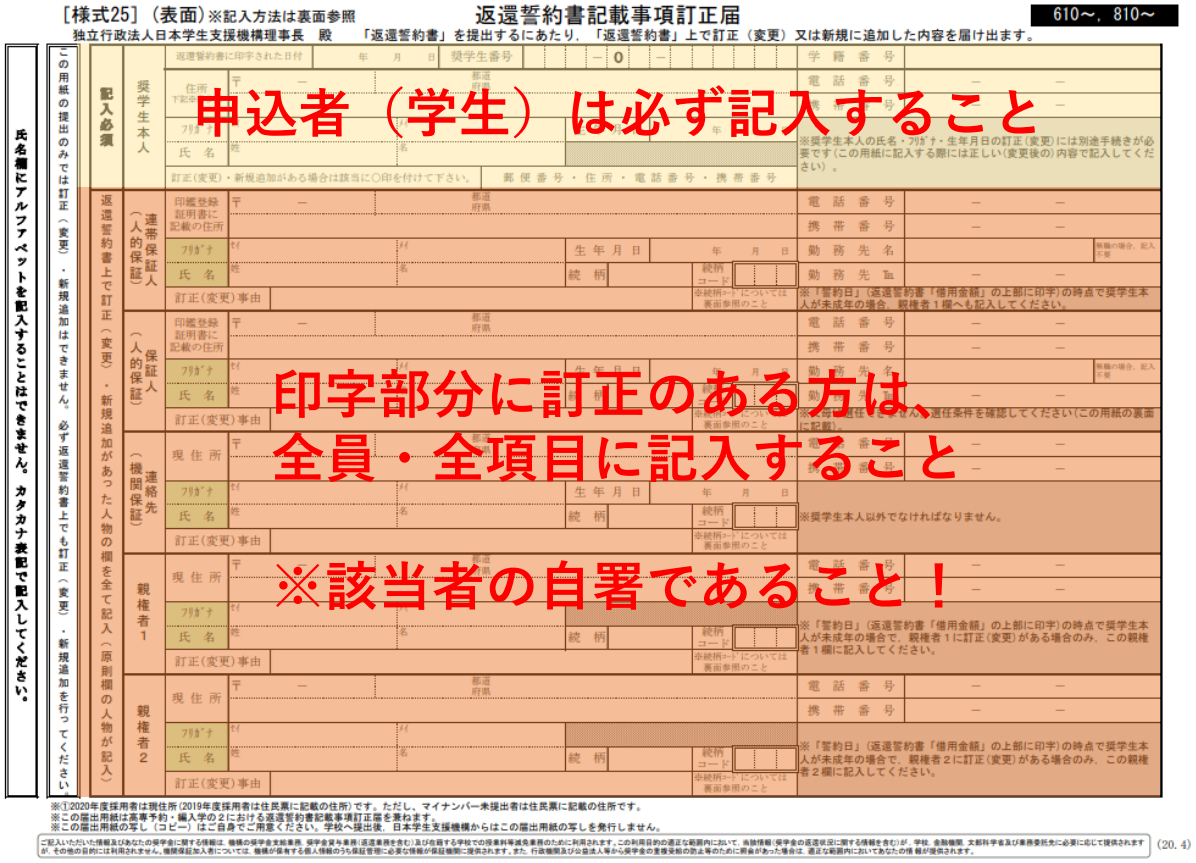
［様式25］（表面）※記入方法は裏面参照　返還誓約書記載事項訂正届　610～，810～

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿　「返還誓約書」を提出するにあたり，「返還誓約書」上で訂正（変更）又は新規に追加した内容を届け出ます。

申込者（学生）は必ず記入すること

印字部分に訂正のある方は、
全員・全項目に記入すること

※該当者の自署であること！

「返還誓約書1枚につき、1部ずつ」必要です。

貸与奨学生のしおりP.42～43参照

◆記入のポイント◆

黒色または青色のボールペンで記入。

奨学生番号は返還誓約書に記載されているとおり記入。（第一種と第二種それぞれに番号が付与 されてるため注意）

奨学生本人欄は訂正有無にかかわらず 訂正がある人物の該当欄に、訂正箇所だけではなく全ての項目を記入。書き損じた場合は、訂正印使用不可。 新しい紙を準備し、もう一度最初から書き直す（あらかじめコピーして複製しておくことを勧めます）。

６．書類の作成方法

給付奨学金

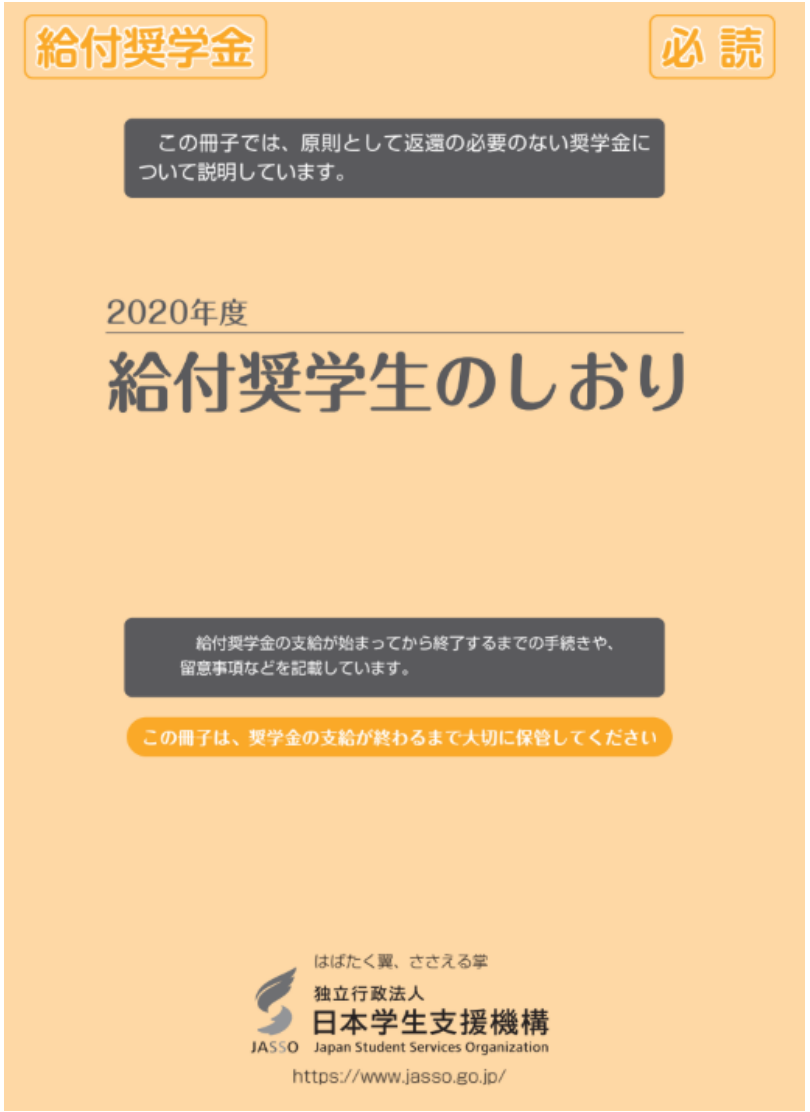

Ｐ.9～15参照

書類作成方法（給付）

①誓約書に印字されている内容を確認する。

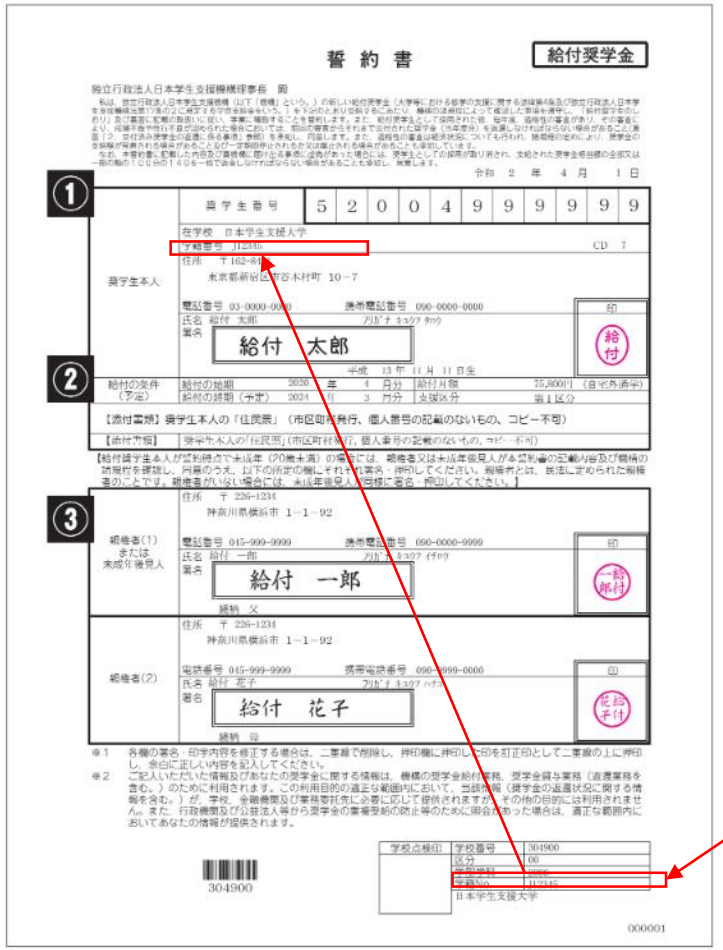
誓 約 書

給付奨学金

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿

令和　2　年　4　月　1　日

①

奨学生番号　5 2 0 0 4 9 9 9 9 9 9

在学校　日本学生支援大学

学籍番号　J12345　　CD　7

奨学生本人　住所　〒162-8[illegible]　東京都新宿区市谷木村町　10－7

電話番号　03-0000-0000　　携帯電話番号　090-0000-0000

氏名　給付　太郎　　フリガナ　キュウフ タロウ

署名　給付　太郎　　印　給付

②

給付の条件（予定）　給付の始期　2020　年　4　月分　給付月額　25,800円（自宅外通学）

給付の終期（予定）　2021　年　3　月分　支援区分　第Ⅰ区分

【添付書類】奨学生本人の「住民票」（市区町村発行、個人番号の記載のない写し、コピー不可）

【給付奨学生本人が採用時点で未成年（20歳未満）の場合には、親権者又は未成年後見人が本誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、以下の所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。】

③

親権者(1)または未成年後見人　住所　〒226-1234　神奈川県横浜市　1－1－92

電話番号　045-999-9999　　携帯電話番号　090-0000-9999

氏名　給付　一郎　　フリガナ　キュウフ イチロウ

署名　給付　一郎　　印　一郎給付

続柄　父

親権者(2)　住所　〒226-1234　神奈川県横浜市　1－1－92

電話番号　045-999-9999　　携帯電話番号　090-0000-0000

氏名　給付　花子　　フリガナ　キュウフ ハナコ

署名　給付　花子　　印　花子給付

続柄　母

※1　各欄の署名・印字内容を修正する場合は、二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、余白に正しい内容を記入してください。

※2　ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

304900

学校点検印	学校番号	304900
	区分	00
	学部学科	0000
	学籍番号	J12345

日本学生支援大学

000001

★確認のポイント★

印字情報は、スカラネットで自身が入力した情報です。

それぞれの住所・氏名・生年月日（本人のみ）に間違いないか確認。

未成年の場合、ひとり親家庭を除いて、親権者１・２に父母の情報が入っていること。

右下の学籍番号欄が赤字で訂正されている方は、奨学生本人欄の学籍番号を訂正する。

訂正がある場合は後のスライドを参照。

書類作成方法（給付）

②誓約書に署名・押印をする。

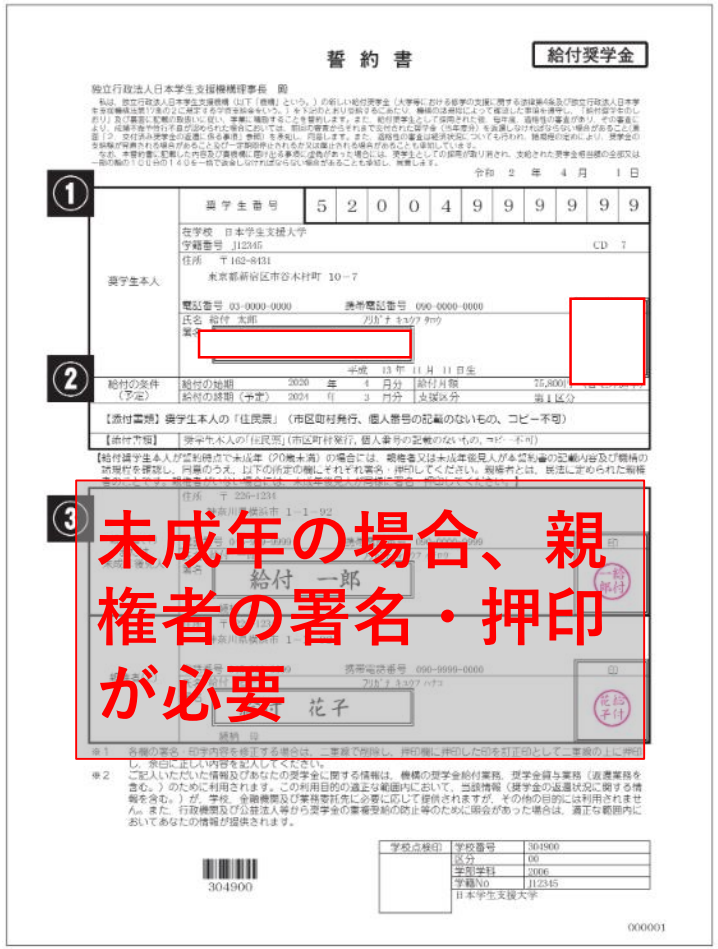

給付奨学生のしおりP.12～13参照

★署名・押印時の注意事項★

①署　名
- 消せるボールペンや鉛筆不可
  →黒または青のボールペンで記入。
- なぞり書き不可
- 紙貼り、修正液、字消しの修正不可
  →所定の訂正方法にて訂正。
- 同一筆跡不可
  →親権者欄は親権者各自が記入。

②押　印
- スタンプ印やゴム印の使用不可
  →朱肉で鮮明に押印。
- 同一印不可
  →各自の印鑑を使用。

書類作成方法（給付）

②誓約書に署名・押印をする。

正しい押印について

太機 郎構	太機 郎構	太機 郎構　太機 郎構	太機 郎構	太 郎構	太機 郎構
鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
○	×	×	×	×	×

署名・押印等の訂正について

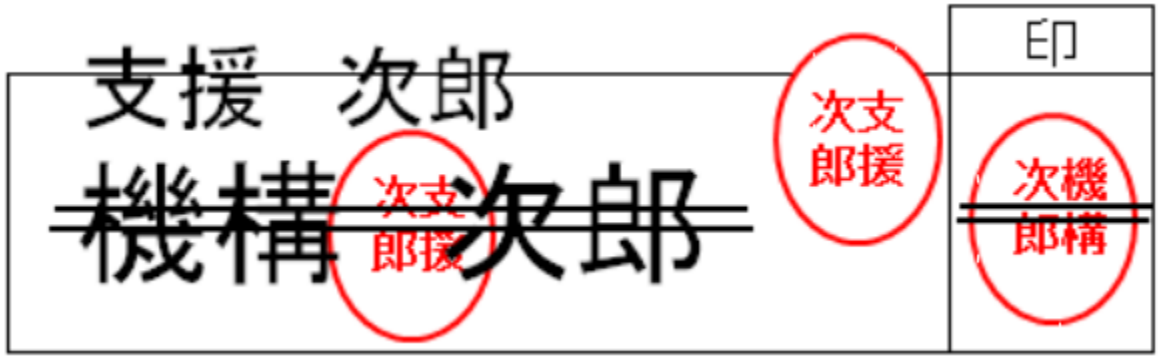

給付奨学生のしおりP.12～13参照

７．誓約書の訂正方法

給付奨学金　訂正方法

「誓約書」に訂正がある場合

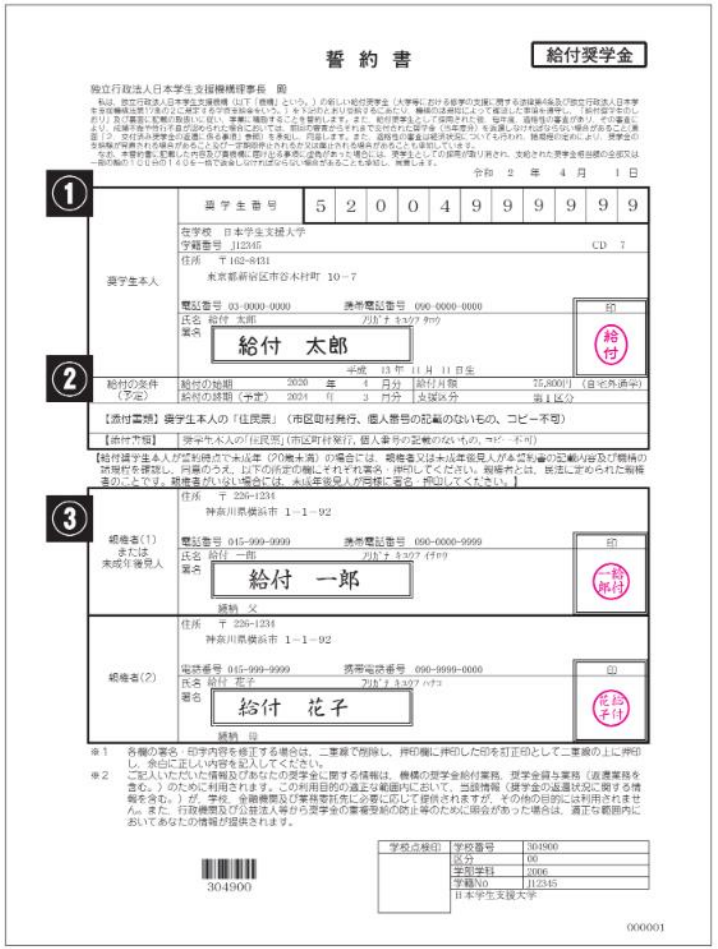

誓約書

給付奨学金

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿

令和　2　年　4　月　1　日

①

奨学生番号　5 2 0 0 4 9 9 9 9 9 9

奨学生本人

在学校　日本学生支援大学
学籍番号　J12345　CD　7
住所　〒162-8431
東京都新宿区市谷木村町　10－7
電話番号　03-0000-0000　携帯電話番号　090-0000-0000
氏名　給付　太郎　フリガナ　キュウフ タロウ
署名　給付　太郎　印　給付
平成　13　年　11　月　11　日生

②

給付の条件（予定）
給付の始期　2020　年　4　月分　給付月額　75,800円　（自宅外通学）
給付の終期（予定）　2021　年　3　月分　支援区分　第Ⅰ区分

【添付書類】奨学生本人の「住民票」（市区町村発行、個人番号の記載のないもの、コピー不可）
【添付方法】　奨学生本人の「住民票」（市区町村発行、個人番号の記載のないもの、コピー不可）

【給付奨学生本人が誓約時点で未成年（20歳未満）の場合には、親権者又は未成年後見人がその記載内容及び親権の有無を確認し、同欄のうえ、以下の所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。】

③

親権者(1)または未成年後見人
住所　〒226-1234
神奈川県横浜市　1－1－92
電話番号　045-999-9999　携帯電話番号　090-0000-9999
氏名　給付　一郎　フリガナ　キュウフ イチロウ
署名　給付　一郎　印　給付一郎
続柄　父

親権者(2)
住所　〒226-1234
神奈川県横浜市　1－1－92
電話番号　045-999-9999　携帯電話番号　090-9999-0000
氏名　給付　花子　フリガナ　キュウフ ハナコ
署名　給付　花子　印　給付花子
続柄　母

※1　各欄の署名・印字内容を修正する場合は、二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、余白に正しい内容を記入してください。
※2　ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金貸与業務（直接業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

304900

学校点検印	学校番号	304900
	区分	00
	学部学科	2006
	学籍No	J12345
	日本学生支援大学	

000001

給付奨学生のしおり
P.14～15参照

「誓約書」自体への訂正のみ必要です。

給付奨学金　訂正方法

「誓約書」自体への訂正

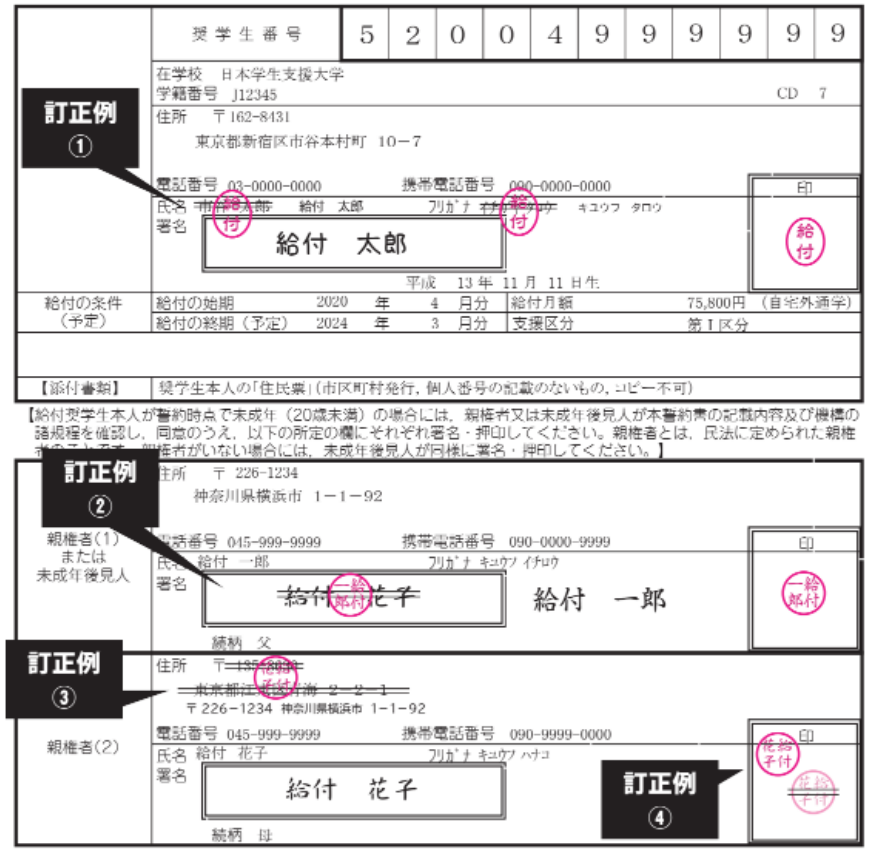

給付奨学生のしおりP.14～15参照

★訂正のポイント★

【印字・署名の訂正】
　訂正部分を二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印。余白に正しい情報を記入。

【押印欄の訂正】
　二重線で削除し、当該者欄内の余白に印同士が重ならないよう正しい印を押印。

【印字漏れの訂正】
　欄内に表示されるべき人物の情報がすべて漏れている場合は、本来印字されるべき項目をすべて手書きで記入し、加えて当該人物が署名押印する。

８．提出方法（貸与・給付共通）

大学に郵送してください。

〒566－0012
大阪府摂津市庄屋１－12－13
大阪人間科学大学　学生課　宛
返還誓約書（誓約書）等　在中

※ 複写式の書類は「提出用」と「本人控」を切り離さずに提出すること。

※ 重要書類であるため、記録が残る「レターパックライト」で郵送すること。

※ 大学からの返信に使用する「レターパックライト」を必要書類と併せて封入すること。

提出期限（給付・貸与共通）

【４、５月採用者】
大学から５月末に書類を発送された奨学生

→６月30日（火）大学必着

【６月採用者】
大学から６月末に書類を発送された奨学生

→７月31日（金）大学必着

郵送にて遅延なく提出してください。